

漁港施設等活用事業の推進に関する計画（活用推進計画）

1 漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針

漁港管理者名	宗像市	漁 港 名	鐘崎漁港	漁港種別	2
都道府県名	福岡県	市町村名	宗像市		
漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針					
<p>鐘崎漁港に来訪した観光客に対して、漁港という特別な環境の雰囲気を感じながら、県内有数の水揚げを誇る当該漁港で水揚げされた水産物を飲食物等として提供することにより、宗像地区の水産物全般の消費拡大と地域のにぎわいの創出を図ることを目的とする。</p> <p>このために活用を図る漁港環境整備施設用地（項目3の平面図中①+②）は、認定計画実施者に当該目的に沿った用途で貸し付けることで、当該施設の交流の場としての機能を増進するとともに、事業の終了後、本来の用途に円滑に供するために原状回復できるように、適切にその機能を保全するものとする。</p> <p>特に、貸し付ける漁港環境施設用地のうち公共空地上に造成された区域（項目3の平面図中②）については、休憩や駐車スペースとして使用するとともに、地域との連携による水産物の消費の拡大や地域のにぎわい創出を目的とするようなイベントや物産の販売などを行うことも可能とする。</p> <p>なお、同区域（項目3の平面図中②）には第37回全国豊かな海づくり大会を記念した御製碑が設置されているため、御製碑周辺は厳かな雰囲気を保ちつつ、市民や来訪者等が御製碑に親しむ空間を確保することとする。</p>					

備考

- 1 漁港管理者名、漁港名、漁港種別並びに漁港が所在する都道府県及び市町村名を該当する欄にそれぞれ記載すること。
- 2 漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針については、漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の活用の方向性及び機能の維持・保全の考え方、事業が目指す目的や効果並びにその当該漁港に係る水産業の健全な発展及び水産物の安定供給への寄与の考え方を記載すること。

2 漁港施設等活用事業として求められる事業内容に関する事項及びその実施期間

実施期間	令和7年～36年（30年間）
求められる事業内容	<p>○ 水産物の消費の増進に関する事業</p> <p>鐘崎漁港で水揚げされる水産物（フグ、ブリ、イカ、サザエ等）について、当該漁港で水揚げする漁業者全般の水産物を取扱い、飲食の提供及び販売を行うための施設の設置・運営を行う事業。なお、当該施設の運営にあたっては、その利用が促進されるよう、当該水産物の調理等に関連する食材や調味料等、並びに、地域の農産品の販売を取り扱うことを妨げない。</p> <p>ただし、公共空地上に造成された区域（項目3の平面図中②）内では、休憩や駐車スペースとしての使用のほか、建築許可申請を必要としない手法による飲食の提供及び販売（キッチンカーなど）を行う事業のみとする。</p>

備考

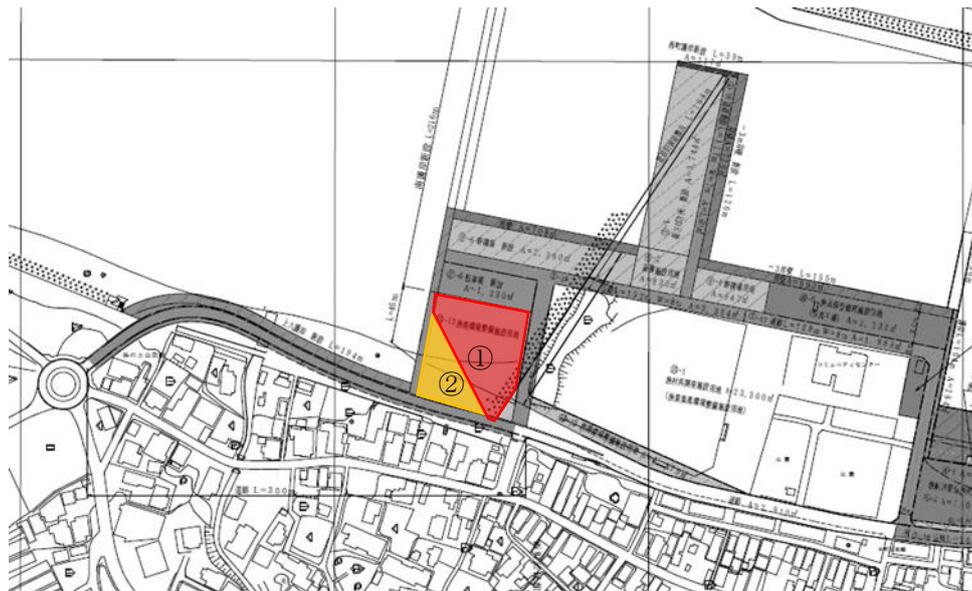
- 1 実施期間は、30年間を超えない範囲で記載すること。
- 2 求められる事業内容は、①水産物の消費の増進に関する事業、②交流の促進に関する事業、③前者2つに附帯する事業のいずれに該当する内容かについて、その類型を示すととともに、事業内容について概要を記載すること。

3 漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設又は漁港の区域内的の水域若しくは公共空地

平面図

以下の赤色及び黄色にて着色した漁港環境整備施設用地とする。

- ① 赤色部分：漁港環境整備施設用地（②黄色部分を除く。）
- ② 黄色部分：公共空地上に造成された漁港環境整備施設用地（盛り土部分）



備考

漁港施設等活用事業を実施しようとする漁港において、貸付けようとする漁港施設  
その他活用を図ろうとする漁港施設、水面若しくは土地の占用をさせようとする漁港  
の区域内的の水域若しくは公共空地その他活用を図ろうとする水域若しくは公共空地又  
は漁港水面施設運営権を設定しようとする漁港の区域内的の水域について、その場所と  
範囲が明確となるよう平面図に示すこと。

4 漁港施設の円滑な利用の確保、漁港の区域内の水域に設定されている漁業権の内容たる漁業に係る漁港の利用との調和その他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき漁港の漁業上の利用の確保に関する事項

① 漁港全体の適正な利用の考え方

漁港施設等活用事業の用に供する漁港環境整備施設用地については、漁港環境整備施設用地で広場や休憩所として利用している。この機能と一体となり、多くの漁港来訪者を受け入れ、水産物の消費の増進に関する事業を発展させていくこととする。

なお、当該用地の近隣には荷さばき所があるが、漁船の係留や出漁準備、水揚げ等からは十分な距離があり、動線上の支障はない。

以上の通り、漁業上の利用を第一とする漁業利用区域と、水産物の消費拡大のための事業を実施する区域とは従前どおり、適切にゾーニングを行うこととする。

【漁港利用のイメージ】



② 漁港施設の円滑な利用の確保に関する事項

漁港施設等活用事業の用に供する漁港環境整備施設用地について、認定計画実施者は、事業の実施に必要な飲食を提供する施設の設置の際、来訪者を受け入れる駐車場スペースを十分確保するなどして、意図せず過度に、一般来訪者が漁業利用エリアに駐車するなどして、漁業利用区域の機能を損なわないよう、配慮することとする。

③ 漁業権の内容たる漁業との利用の調和に関する事項

—

備考

- 1 漁港施設等活用事業の実施が、当該漁港の漁業上の利用を阻害しないようにするため、また、その他の漁港の利用を著しく阻害しないようにするための当該漁港の利用全体のあり方について、基本的な考え方を記載すること。
- 2 特に、漁港施設の円滑な利用の確保について、漁港施設等活用事業において利用する漁港施設とその他の漁港施設の動線の調整等、近接する漁港施設も含めた漁港施設の利用者の利便性が阻害されないための措置について、特に配慮すべきことを記載すること。
- 3 特に、漁港施設等活用事業を実施しようとする水域に漁業権が設定されている場合、当該漁業権に基づく漁業活動を阻害しないための措置について、特に配慮すべきことを記載すること。

5 漁港の利用者の安全の確保、環境との調和その他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき事項

① 漁港の利用者の安全の確保に関する事項	
<p>観光客等の地理に不案内な利用者が多数利用するため、認定計画実施者は、地域の自主防災組織等とあらかじめ観光客等に対する地震や津波発生時等の避難誘導についての協議・調整を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を確立しなければならない。また、観光客等来訪者の岸壁等からの落水事故に対して、十分な配慮を行うこと。</p>	
② 環境との調和に関する事項	
<p>認定計画実施者は、設置する建物について、宗像市景観計画（令和7年4月改定予定）に定める景観重点区域Ⅲに該当するため、市景観計画を遵守し、周囲の景観との調和が著しく困難な、色調・デザインをさけるよう努めなければならない。</p>	
③ 漁港の保全上特に配慮すべき事項	
<p>認定計画実施者は、工作物を新築、改築、増築若しくは除去しようとする場合、事前に漁港管理者と協議しなければならない。 また、排水については下水道と接続し、適正な処理に努めなければならない。</p>	
④ その他	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定計画実施者が設置する建物（建築確認申請を必要とする構造・規模等のもの）の建築については、漁港環境整備施設用地のうち公共空地上に造成された区域（項目3の平面図中②）を除いた用地の範囲内とする。</li> <li>・認定計画実施者は、漁港管理者と協力し、同区域（項目3の平面図中②）に設置されている第37回全国豊かな海づくり大会を記念した御製碑及び御製碑周辺の厳かな雰囲気適切に保全し、市民や来訪者等が御製碑に親しむ空間の確保に努めなければならない。</li> <li>・認定計画実施者は、夜間の営業については、周辺住民等に対して十分な配慮を行うこと。</li> <li>・公益上の理由により、活用推進計画を変更する必要性が生じた場合、認定計画実施者は、漁港管理者の求めに応じて、認定計画の変更について、真摯に協議に応じなければならない。</li> </ul>	

備考

- 1 漁港の利用者の安全の確保に関する事項については、漁港施設等活用事業の実施に際し、漁港の利用者に対する地震・津波等自然災害に対する避難体制の確保及び漁港の利用者の水面への転落防止のための措置等の安全な利用の確保のための措置について、特に配慮すべきことを記載すること。
- 2 環境との調和に関する事項については、漁港施設等活用事業の実施に際し、活用事業施設の設置に関する自然環境等への影響緩和や景観との調和に関し、特に配慮すべきことを記載すること。
- 3 漁港の保全上特に配慮すべき事項については、漁港施設等活用事業の実施に際

し、漁港施設等活用事業の実施による排水や廃棄物等の適正な処理、活用事業施設の設置に係る漁港施設や周辺施設、地形等の安定性の確保について、特に配慮すべきことを記載すること。

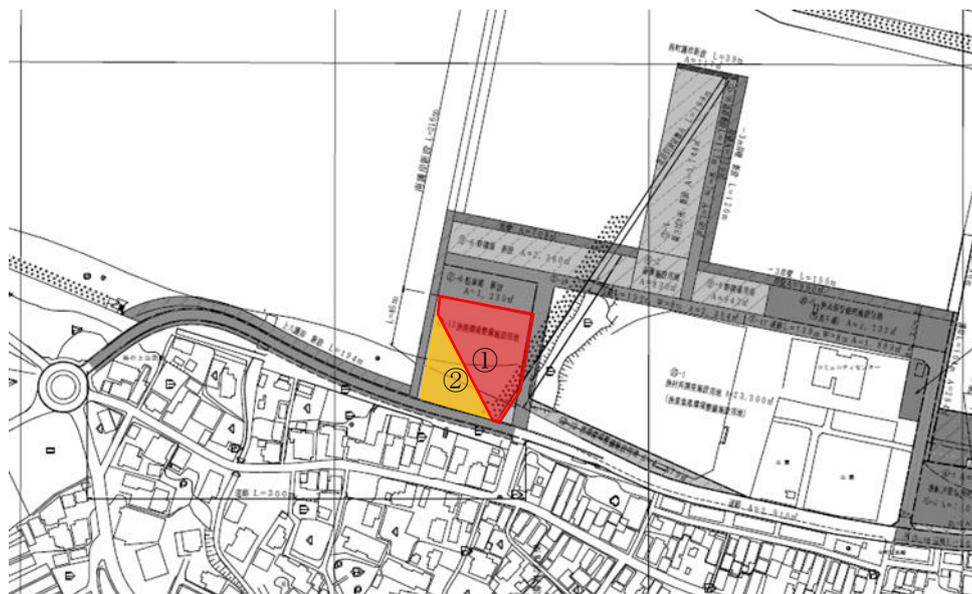
4 その他に配慮すべき事項があれば、適宜欄を追加して記載すること。

6 漁港施設の貸付け又は水域若しくは公共空地における水面若しくは土地の占用に関する事項

平面図

以下の赤色及び黄色にて着色した漁港環境整備施設用地を貸付けの対象とする。

- ① 赤色部分：漁港環境整備施設用地（②黄色部分を除く。）
- ② 黄色部分：公共空地上に造成された漁港環境整備施設用地（盛り土部分）



備考

貸付けをしようとする漁港施設又は水面若しくは土地の占用をさせようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地について、場所と範囲が明確となるよう平面図に示すこと。

別紙1 活用推進計画の様式

(貸付けをしようとする漁港施設の詳細と貸付期間)

施設名	漁港施設の種類	施設所有者	数 量	貸付期間
施設①	漁港環境整備施設用地	宗像市	4,300 m <sup>2</sup> (うち公共空地上に造成された区域 1,259 m <sup>2</sup> )	30年間

備考

- 貸付けをしようとする漁港施設について、漁港施設毎に適宜欄を追加し、平面図で示した施設との対応が分かるよう施設名を示しつつ、漁港施設の種類、漁港施設の所有者、施設の数量（用地については面積、防波堤や岸壁等については延長、建屋は棟数など）及び貸付期間を記載すること。
- 漁港施設の種類は、漁港台帳に記載されている漁港施設名を記載する。

(占有をさせようとする漁港の区域内の水域)

水域名	面積 (m <sup>2</sup> )	占有の期間
水域①	—	—

(占有をさせようとする漁港の区域内の公共空地)

公共空地名	面積 (m <sup>2</sup> )	占有の期間
公共空地①	—	—

備考

占有をさせようとする漁港の区域内の水域及び公共空地について、水域及び公共空地ごとに適宜欄を追加し、平面図で示した範囲との対応がわかるよう名称を示しつつ、占有の面積及び期間を記載すること。

7 漁港水面施設運営権の設定に関する事項

① 認定計画実施者への漁港水面施設運営権の設定	—
② 漁港水面施設運営権を設定しようとする水域	—
③ 平面図	—

備考

- 1 認定計画実施者への漁港水面施設運営権の設定については、漁港水面施設運営権を設定しようとする場合、その旨を記載するとともに、漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施期間を記載すること。
- 2 漁港水面施設運営権を設定しようとする水域については、占有する水域の面積のほか、必要に応じ、同水域が所在する地区名等の位置に係る情報を記載すること。
- 3 漁港水面施設運営権の水域の場所と範囲が明確となるよう平面図に示すこと。

8 漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合その他の事由により漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地を用いないこととなった場合における当該漁港施設又は当該水域若しくは当該公共空地を原状に回復するための措置に関する事項

認定計画実施者は、漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合その他の事由により漁港施設を用いないこととなった場合については、宗像市と協議のうえ、認定計画実施者自らの責任と負担において、貸付けを受ける漁港環境整備施設用地について、飲食の提供を行う飲食店その他の認定計画に基づいて設置した漁港活用施設を撤去するなどして、速やかに原状を回復すること。

備考

- 1 漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合その他の事由により漁港施設等を用いないこととなった場合における、当該認定計画実施者が行うべき漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地に設置された活用事業施設の撤去や引き渡しその他の措置について、必要となる条件を記載すること。
- 2 貸付けをしようとする漁港施設、占有をさせようとする水域若しくは公共空地又は漁港水面施設運営権の設定をしようとする水域の別に記載すること。